

那須烏山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1)一人件費の状況（普通会計決算）

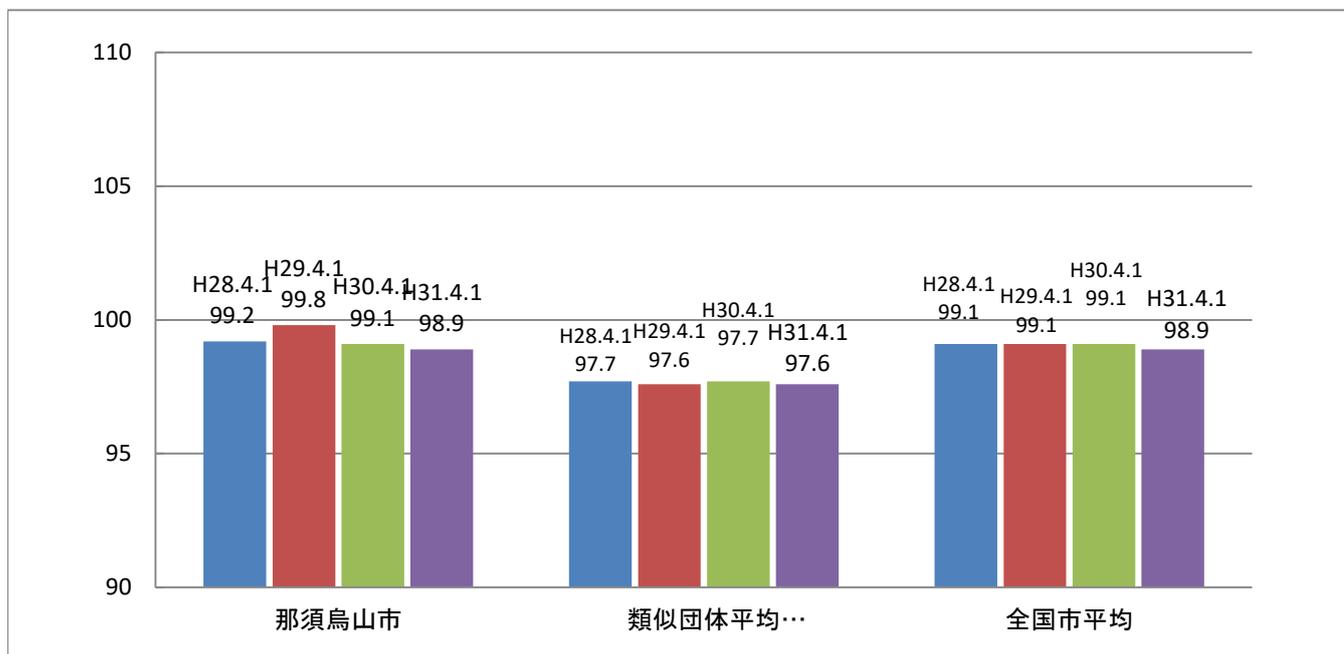
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 26,654	千円 11,569,980	千円 527,207	千円 1,834,434	% 15.8	% 16.0

(2)職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市類型平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 226	千円 791,211	千円 122,987	千円 316,243	千円 1,230,441	千円 5,444	千円 5,770

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

(3)ラスパイレス指数の状況



- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日ラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③該当なし

(4)給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給 与B	較差 -B	A 勧告 (改定率)		
30年度	- 円	- 円	- 円	- %	- %	0.09 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

※ 那須烏山市では、人事委員会を設置していないため、人事院勧告に準じた給与改定を行っている。
②についても同様。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 -B	A 勧告 (改定月数)		
30年度	- 月	- 月	-	月	- 月	4.50 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給与の見直し

実施 ・ 未実施

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容)
 ・ 人事院勧告に準じ、給料表水準を平均2%引下げ。
 ・ 引下げ後の給料月額が、引下げ前の給料月額に達しない職員には、経過措置(現給保障)を実施。
 ・ 55歳超職員の1.5%減額支給措置を平成29年度限りで廃止。

②地域手当の見直し

本市においては、地域手当の支給がないため見直しも行っていない。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
那須烏山市	40.8 歳	300,000 円	338,820 円	316,732 円
栃木県	43.0 歳	332,500 円	407,267 円	364,434 円
国	43.4 歳	329,433 円	-	411,123 円
類似団体[一般市]	42.1 歳	314,695 円	368,118 円	339,416 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	A/B
那須烏山市	58.2 歳	7 人	284,100 円	305,843 円	286,900 円	-	-	-	-
うち自動車運転手	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円	自家用自動車 運転手	53.9 歳	221,700 円	*
その他	57.4 歳	5 人	292,500 円	318,140 円	293,800 円	-	-	-	-
栃木県	53.5 歳	229 人	343,741 円	388,222 円	368,134 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	-	329,380 円	-	-	-	-
類似団体[一般市]	51.3 歳	14 人	307,303 円	331,875 円	319,853 円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
那須烏山市	-	-	-
うち自動車運転手	* 円	2,968,500 円	* 円
その他	-	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査報告において公表されているデータを使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容及び雇用形態に関しては、完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、アスタリスク(*)で記載している。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
那須烏山市	44.6 歳	359,238 円	410,426 円
栃木県	44.0 歳	370,606 円	419,993 円
類似団体	37.8 歳	274,130 円	301,630 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当を除いたもの)で算出

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		那須烏山市	栃木県	国
一般行政職	大学卒	170,100 円	188,700 円	180,700 円
	高校卒	148,600 円	154,900 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	146,000 円	152,700 円	-
	中学卒	138,000 円	139,900 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,740 円	369,064 円	397,667 円	416,660 円
	高校卒	212,250 円	- 円	374,808 円	390,589 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	303,200 円	314,800 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

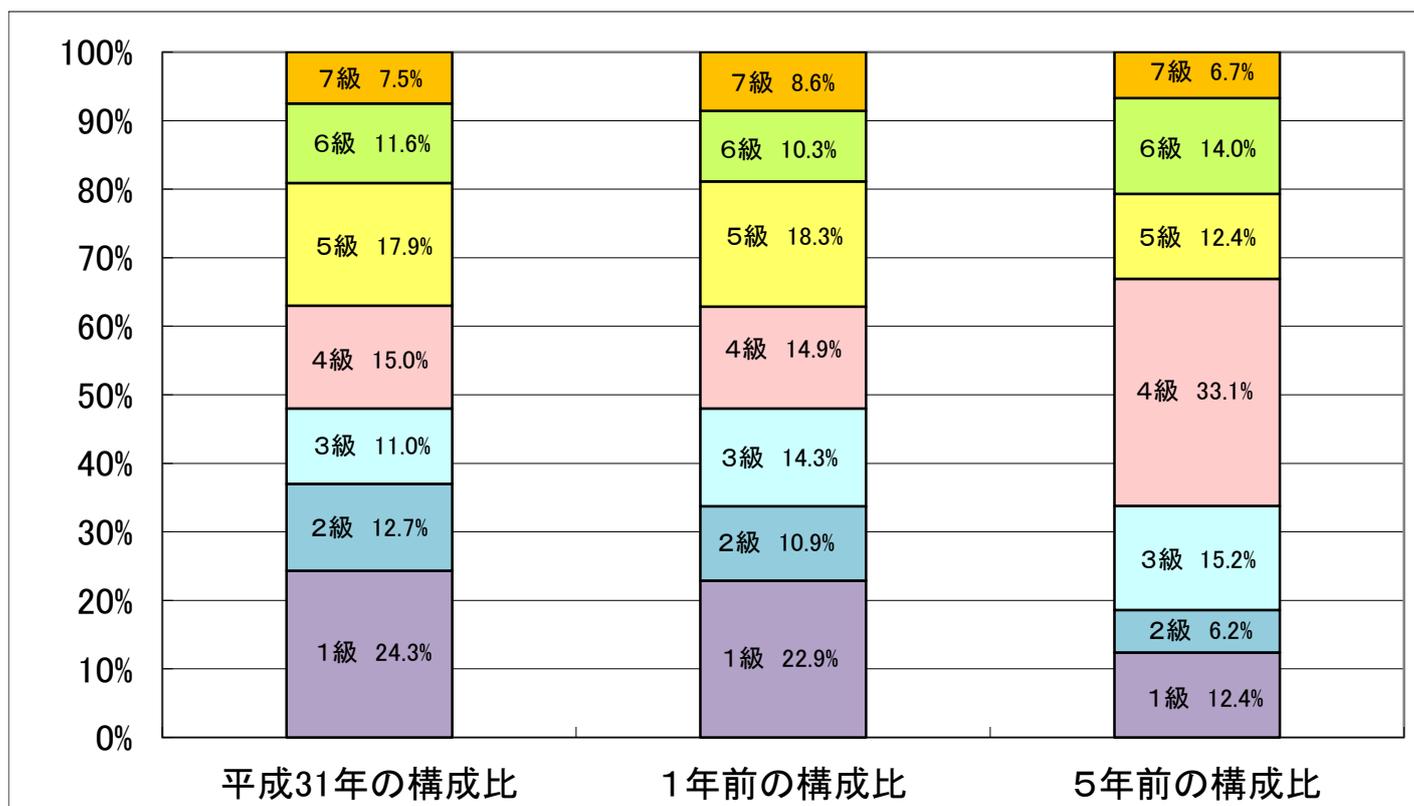
(注) 「-」印については、該当者がいないことを表す。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

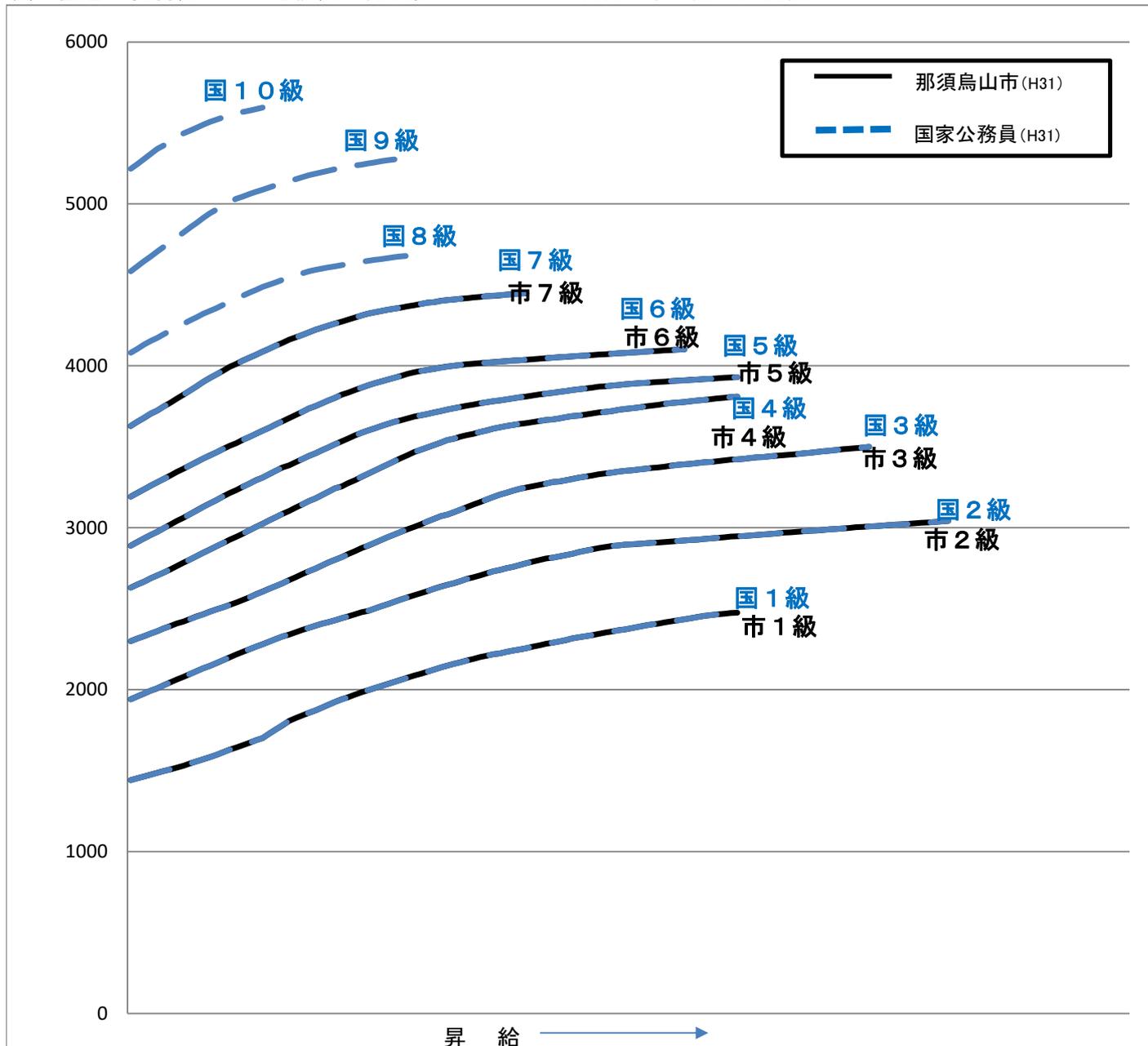
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	参事、課長の職務	13 人	7.5 %	362,900 円	444,900 円
6 級	課長、主幹の職務	20 人	11.6 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長補佐の職務	31 人	17.9 %	288,900 円	393,000 円
4 級	係長の職務	26 人	15.0 %	263,000 円	381,000 円
3 級	主査の職務	19 人	11.0 %	230,000 円	350,000 円
2 級	主任の職務	22 人	12.7 %	194,000 円	304,200 円
1 級	主事、技師の職務	42 人	24.3 %	144,100 円	247,600 円

- (注) 1 那須烏山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 平成18年に8級制から7級制に変更している。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける適用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を適用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分の適用（一律）	/		/	
ロ 人事評価を適用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

那須烏山市	栃木県	国
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,483 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,737 千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ▶ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ▶ 役職加算 5～20% ▶ 管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ▶ 役職加算 5～20% ▶ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける適用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分の適用 (一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (平成31年4月1日現在)

那須烏山市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	▶ 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		その他の加算措置	▶ 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	* 千円	14,833 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 支給なし

(4) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		6,840 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		3,420 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		0.8 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(H30決算)	左記職員に対する支給単価
医師手当	右記業務に従事する職員	診療所における診療業務のほか、市が行う保健予防事業等に従事したとき	2,160 千円	月額 90,000円
医学研究手当	右記業務に従事する職員	公衆衛生及び医療業務の向上のために特に必要な研究を行うとき	4,800 千円	月額 200,000円に経験年数に10,000円を乗じて得た額を加算した額

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成30年度決算)	51,363 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	329 千円
支給実績(平成29年度決算)	56,069 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	406 千円

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族要件 ▶ 配偶者 6,500円 ▶ 子 1人につき10,000円(特定扶養5,000円加算) ▶ 父母等 1人につき6,500円	同		19,463 千円	204,874 円
住居手当	▶ 自ら居住するための賃貸住宅で月額12,000円を超える家賃を払っている場合、月額27,000円限度(市内在住に限る)	同		7,453 千円	266,179 円
通勤手当	片道2km以上の通勤距離で公共交通機関や自家用車等を使用して通勤している場合、通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給	同		12,804 千円	61,855 円
管理職手当	参事の職:44,300円 課長の職:37,400円 主幹の職:27,800円	同		15,286 千円	363,952 円
宿日直手当	一般の宿日直(休日及び平日朝夕における庁舎管理)4,400円(勤務時間が5時間未満の場合50/100)	同		2,719 千円	35,312 円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	750,000 円	(参考)一般市類型における最高/最低額 985,000 円 / 648,000 円	
	副 市 長	610,000 円	790,000 円 / 450,000 円	
報 酬	議 長	370,000 円	500,000 円 / 304,000 円	
	副 議 長	300,000 円	450,000 円 / 264,000 円	
	議 員	270,000 円	420,000 円 / 249,000 円	
期 末 手 当	市 長	(平成30年度支給割合)		
	副 市 長	3.35	月分	
退 職 手 当	議 長	(平成30年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.35	月分	
備 考	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	退職の日におけるその者の給料月額に、在職期間の月数を乗じて得た額にそれぞれの役職に応じた率〔市長:42/100、副市長:25/100〕	15,120千円 7,320千円	退任時 退任時
備 考		算定式・・・給料月額×48月(1期:48月)×支給割合		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

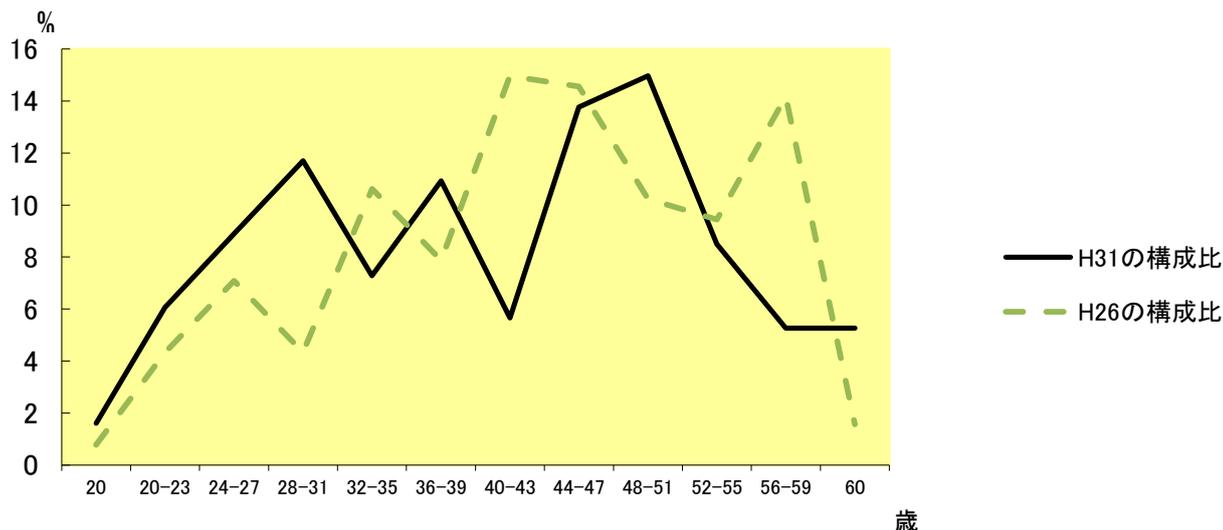
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成31年	平成30年		
普通 会計部門	一 般 行 政 部 門	議会	4	4		
		総務	57	58	△ 1	組織改編による配置職員の減
		税務	16	17	△ 1	会計部門の異動による減
		農林水産	15	16	△ 1	退職による職員の減
		商工	9	9		
		土木	12	12		
		民生	47	47		
	衛生	16	18	△ 2	配属異動による職員の減	
		計	176	181	△ 5	<参考> 人口10,000人当たり職員数 64.80 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数74.24人)
		教育部門	47	45	2	業務の充実による職員の増
	消防部門					
	小 計	223	226	△ 3	<参考> 人口10,000人当たり職員数 82.10 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数97.93人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	1	1			
	水道	7	6	1	業務の充実による職員の増	
	下水道	4	5	△ 1	業務の見直しによる職員の減	
	その他	12	11	1	会計部門の異動による増	
	小 計	24	23	1		
合 計			247 [250]	249 [250]	△ 2 [0]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 90.94 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 類似団体の人口10,000人あたり職員数は、平成31年4月1日現在の数値である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	15人	22人	29人	18人	27人	14人	34人	37人	21人	13人	13人	247人
(参)H26	2人	11人	18人	11人	27人	20人	38人	37人	26人	24人	36人	4人	254人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	179人	174人	177人	177人	181人	176人	△3人(△1.7%)
教育	51人	49人	48人	47人	45人	47人	△4人(△7.8%)
警察							
消防							
普通会計計	230人	223人	225人	224人	226人	223人	△7人(△3.0%)
公営企業等会計計	24人	24人	25人	25人	23人	24人	人
総合計	254人	247人	250人	249人	249人	247人	△7人(△2.8%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 414,870	千円 -	千円 27,027	% 6.5	% 6.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(29年度)一般市類型平均 一人当たりの給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 5	千円 17,428	千円 2,528	千円 4,575	千円 24,531	千円 4,906	千円 6,181

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.0 歳	311,043 円	465,246 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業				団体平均			
1人当たり平均支給額(平成30年度)				1人当たり平均支給額(平成30年度)			
1,337 千円				1,525 千円			
(平成29年度支給割合)				(平成29年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.85 月分		2.60 月分		1.85 月分	
(1.45)月分		(0.90)月分		(1.45)月分		(0.90)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
▶ 役職加算 5~15%				▶ 役職加算 5~20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成31年4月1日現在)

水道事業			団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
▶ 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			▶ 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
(退職時特別昇給	なし)	(退職時特別昇給	なし)
1人当たり平均支給額	- 千円	20,152 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	33,113 千円

注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	857 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	171 千円
支給実績（平成29年度決算）	1,267 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	253 千円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数
(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族要件 ▶配偶者 6,500円 ▶子 1人につき10,000円 (特定扶養5,000円加算) ▶父母等 1人につき6,500円	同	-	876 千円	219,000 円
住居手当	▶自ら居住するための賃貸住宅で月額12,000円を超える家賃を払っている場合、月額27,000円限度 (市内在住に限る)	同	-	324 千円	324,000 円
通勤手当	片道2km以上の通勤距離で公共交通機関や自家用車等を使用して通勤している場合、通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給	同	-	122 千円	30,600 円
管理職手当	参事の職:44,300円 課長の職:37,400円 主幹の職:27,800円	同	-	334 千円	334,000 円
宿日直手当	一般の宿日直(休日及び平日朝夕における庁舎管理)4,400円(勤務時間が5時間未満の場合50/100)	同	-	- 千円	- 円

8 職員に対する福利厚生公費支出

(1)公費負担支出

職員の健康維持増進のため、医療個人給付の中の「人間ドック」に対し、互助会会員一人あたり2,500円を上限に公費負担をするものである。

(2)公費負担額

280,000円（112名分：平成31年度実績）